

お知らせ

子ども・子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）の改正

令和2年4月の社会保険料（5月納付分）より、子ども・子育て拠出金の料率が3.4/1000から3.6/1000（全額事業主負担）に変更されます。拠出金は、年齢・子供の有無にかかわらず、厚生年金被保険者の標準報酬月額に料率を掛け合わせて算出されます。

緊急対応期間（4月1日～6月30日）における雇用調整助成金について

概要

雇用調整助成金は、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的な休業を行い、労働者の雇用の維持を行った場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度です。

緊急対応期間においては、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、雇用の維持を図るために、「労使間の協定」に基づき休業等した場合に助成されるものです。

要件

「新型コロナウイルス感染症の影響」・・・文字通りコロナウイルスによって売り上げが減少したことを指します。

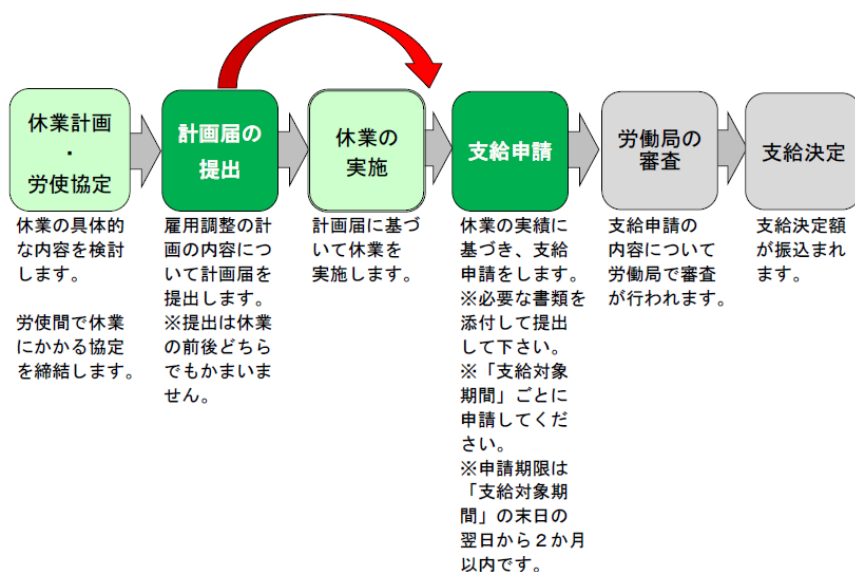
「事業活動の縮小」・・・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近1ヶ月間（計画届を提出する月の前月）の値が前年同月比5%以上減少していることが必要になります。

「労使間の協定」・・・労使間の事前の協定に則った、休業等を行います。

申請スケジュール

基本的には休業計画を策定しそれに基づき休業等を行い申請を行います。

しかし、緊急対応期間時においては、計画届の提出は休業実施後（事後提出）でも可能です。



【提出期限】

計画届・・・6月30日まで

支給申請・・・支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内

※支給対象期間とは、原則として賃金計算期間を指します。これを1単位として、最大3単位まとめて申請をすることが可能です。

参考

雇用調整助成金簡易版ガイドブック（令和2年4月24日版）<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf>

雇用調整助成金FAQ（令和2年4月27日版）<https://www.mhlw.go.jp/content/000625730.pdf>

内容に関するお問い合わせは、

吉田宏司事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。